「委任状」提出にご協力ください

会員所属施設・団体

ご担当者　様

　　日頃から、本会の業務につきまして格別のご理解とご協力をいただき厚く御礼を申し上げます。

　　令和６年度定時総会を開催するにあたり、通知文に記載いたしましたとおり、委任状のご提出にご協力をお願いいたします。

　　本会定款並びに「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」により、総会の決議には、総会員の議決権の過半数（議案によっては3分の2以上）が必要となります。

つきましては、法人運営上、可能な限り多くの会員の皆様に議決権を行使していただきたく、委任状のご提出をお願いするものです。

　　お忙しいところ、また、限られた時間内の依頼で大変恐縮ですが、委任状につきましては、自筆の他、**Word様式へのご入力**や、**各施設・団体様でお持ちの職員名簿等を添付**いただくことも可能です。詳しくは、通知文及び裏面の記入例をご参照ください。ご不明な点は下記までお問い合わせください。

一般社団法人　埼玉県社会福祉事業共助会

電話：０４８－８３１－７５４７